

償却資産（固定資産税）の申告をお忘れなく

問 税務課 ☎27-0173

償却資産とは、法人や個人で工場や商店などを経営している方や太陽光発電事業を行っている方が、その事業を営むために所有している土地および家屋以外の構築物、機械および装置、工具・器具および備品等の資産を言います。



◆申告が必要な方

令和8年1月1日現在、事業用の償却資産を所有、貸付している法人や個人

◆申告方法

①前年度申告されている方

12月中旬に申告関係書類を郵送します。廃業・休業・解散や資産の増減がない場合でも申告してください。

※前年度、電子申請をされた方には申告書類を郵送していません。

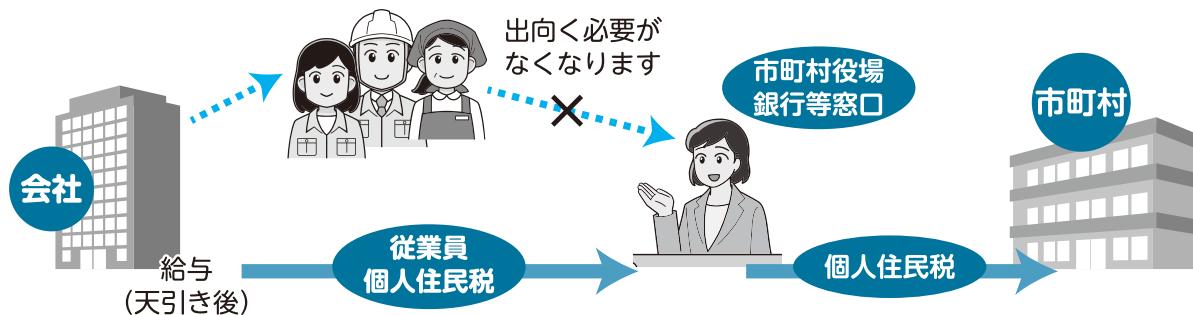
②令和8年度から申告される方（新規）

令和7年中に新規事業を始められた方は、新しく償却資産の申告をする必要があります。該当資産のない場合でも、必ず申告をしてください。

個人住民税は特別徴収で納めましょう！

問 税務課 ☎27-0173

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税（町県民税・森林環境税）を徴収（天引き）し、納入していただく制度です。条例により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として住民税を特別徴収していただくことになっています。



◆納税方法

会社が従業員の給与から個人住民税を天引きし、市町村役場、銀行等窓口、または地方税共通納税システムを利用して納税する。

◆切り替えのメリット（従業員）

- ・市町村役場・銀行等の窓口に出向いたり、口座振替用に預金を取りおくなどの必要がなくなります。
- ・年4回納付していたものが年12回となり、1回あたりの納税額が少なくなり、金銭的な負担が減ります。
- ・会社が毎月の給与から天引きするため、納付し忘れるがなくなります。